

# 国立大学法人東京外国語大学監査室規程

（令和 3 年 3 月 23 日）  
規 則 第 22 号

（目的）

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学組織規則第 14 条の規定に基づき、国立大学法人東京外国語大学監査室（以下「監査室」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第 2 条 監査室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 内部監査の企画及び立案並びに実施に関する事。
- (2) 監事による監査に関する事。
- (3) 前項のほか、監事の業務の支援に関する事。
- (4) その他本学における監査に関する事。

（職員）

第 3 条 監査室に室長、室員その他必要な職員を置く。

（室長）

第 4 条 室長は、本学の役員又は教職員のうちから学長が任命する。

2 室長は監査室の業務を総括する。

（室員）

第 5 条 室員は、本学の職員をもって充てる。

2 室員は、室長の命を受けて、監査室の業務を処理する。

（雑則）

第 6 条 この規程に定めるもののほか、監査室に必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。